(参考:市民自治の回復を求める市民協議会作成資料)

市長と市民協議会との意見交換(9月29日)議題項目と内容 「市民自治の回復を求める市民協議会」作成

【市長の約束事項】

- ①「都市計画法施行令」第25条第1号を順守する。したがって、接続先の道路である「株山環状線」の機能を害するような架橋と接続は行わない。
- ②「株山環状線」は「補助幹線道路」であり、公団事業書で規定された「住区準幹線道路」の概念を継承するものである。したがって、「株山環状線」の目的と基本機能は、通過交通を回避することである。「株山環状線」は「通過交通を入れない」道路であることを確認する。
- ③以上をふまえるとき、架橋にあたり次の条件を満たすこととする。
- (1)梅森地区新設予定の 12 メートル道路の設計を、通過交通を回避するという目的と機能を満たすものとする。その是非の判断は、「意見交換会」で協議した解決の方向性を尊重する。
- (2)「株山環状線」の目的と機能が現状で実現しているかどうかを再点検し、「株山環 状線」の本来の機能が果たされる対策を当該地域で検討できる仕組みを構築し、具 体的に示す。また、中央通り線の渋滞対策は、具体的に明示する。
- (3)上記2条件のうち、(1)については、架橋工事以前に施策を実現する。

【進捗状況確認と協議案件】

- *「協議会」は、現状の計画では①と②は両立せず、架橋はできないと判断する。ただし、人道橋は可能と考える。
- * 市長は、「協議会」の判断を理解したうえで、③での可能性を追求していく。
- * 梅森地区新設 12m 道路の通過交通を回避する道路とするために、いくつかのディバイスが提案されているが、現状では、具体性と実現性に欠け、協議会は承諾できない。そこで、(1)今後は、各種ディバイスを梅森地域でも検討し、具体的に示す。また、(2)ディバイスの評価について、10月5日予定の「意見交換会」において、別紙「架橋問題に登場してくる法令を整理してみよう!」を用いて協議会の側より基本点を説明する。また、その後意見交換をすることで共通認識を確認する。

通過交通の回避の仕組みの実現は、住民の同意と支持なしには不可能なので、梅森地区 12m 道路の基本的機能の再確認及びそれぞれのディバイスについて同地区住民の承認を得る話し合いの場をつくりあげるとともに、香久山地区との意見交換を実施するように、市は努力する。